

令和5年4月3日

各関係施設の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症感染防止対策課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

国の3月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査の実施について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、かねてから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされています。

これを踏まえ3月17日に国から発出された事務連絡において、高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることから、高齢者施設等における対応（入所者が陽性となった場合の対応等）について、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続することとされています。

また、高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制について、国は、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助（本県における「介護事業所等サービス継続支援事業」）については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で、当面継続することとしています。

具体的には、位置づけ変更後は、以下の要件を満たす高齢者施設に限り補助することとされており、国から、補助対象となる高齢者施設等（※）に対する以下の要件に関する調査依頼がありました。

（重要）

つきましては、下記により、令和5年4月19日（水）までに、貴施設の状況について回答してくださいますようお願いいたします。

本調査では、以下の要件を満たしているかを確認することとしており、要件を満たしている施設のみ、令和5年度介護事業所等サービス継続支援事業の施設内療養補助の対象となりますので、必ず御回答ください。

（要件）

- ・医療機関の確保
- ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ・オミクロン株ワクチンの接種

(※) 補助対象となる高齢者施設等

介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護事業所，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所

記

○ 調査方法

下記URL又はQRコードから県の電子申請システムにアクセスし，回答（メールやFAX等での回答不可）

【URL】

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=M6kK1B9U>

【QRコード】

右図参照（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です）



(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当：有川）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係(担当：枝元)

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当：森山）

電話：099-286-3740